鳥取県「週１副社長」推進加速化補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、鳥取県「週１副社長」推進加速化補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して、初めてビジネス人材を副業・兼業により活用する鳥取県内の企業（以下「県内企業」という。）が、鳥取県外の事業所で勤務又は事業実施するビジネス人材と業務委託契約を締結した上で、県内企業が副業・兼業人材に支払う報酬及び副業・兼業人材が県内企業の所在場所等を実際に訪れて業務に従事する場合に、当該県内企業が負担する副業・兼業人材の移動に要する費用の一部を補助することにより、県外のビジネス人材を誘致して県内企業の経営課題の解決につなげるとともに、関係人口の創出及び拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）ビジネス人材　新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や個々のサービスの生産性向上、事業承継などの取組を通じて、企業の成長を具現化していく人材で、経営・事業マネジメント、経営サポート、海外展開、販路開拓、企画・開発に携わる人材や現場マネージャーなどをいう。

（２）副業・兼業　鳥取県外の事業所で勤務又は事業実施するビジネス人材がとっとりプロフェッショナル人材戦略拠点による支援を受けて、県内企業と締結した業務委託契約に基づき、経営戦略立案や経営課題の解決等の業務に従事することをいう。

（３）県内企業　鳥取県内に本社、支社、支店、事業所等を開設している企業をいう。

（４）副業・兼業人材　副業・兼業による人材の活用を希望する県内企業と締結した業務委託契約に基づき、経営戦略立案や経営課題の解決等の業務に従事する鳥取県外の事業所で勤務する社員、個人事業主、経営者等のビジネス人材をいう。

（５）報酬　県内企業が業務委託契約に基づき副業・兼業人材に支払う報酬

（６）移動に要する費用　県外から県内企業の所在場所等を実際に訪れて業務に従事する場合の交通費及び宿泊費をいう。

（補助金の交付）

第４条　県は、第２条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第４欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第５欄に定める額を限度とし、１，０００円未満の額は切り捨てる。）以下とする。

（交付申請の時期等）

第５条　本補助金の交付申請は、業務委託契約に定める契約期間の開始日から１４日以内に行うものとする。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第１号によ

るものとし、誓約書（別紙１）及び業務委託契約書の写しを添付するものとする。
３　本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第４条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）
第６条　本助成金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として１４日以内に行うものとする。
２　本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。
３　前２項の規定に関わらず、知事は、交付申請の内容がこの要綱に定める要件に適合しない場合及び別表の第２欄に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が規則第６条の２に該当する場合は、交付決定をしないものとする。
４　知事は、第５条の規定による申請を受けたときは、第４条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付決定に係る変更（中止・廃止）申請）
第７条　規則第１２条第３項の申請書に添付する変更（中止・廃止）後の事業計画及び支出計画書は、様式第１号によるものとする。

（承認を要しない変更）
第８条　規則第１２条第１項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。
２　第６条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）
第９条　規則第１７条第１項の規定による補助事業が完了したときの報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業が完了した日から１４日を経過する日、契約期間が５ヶ月を超える場合には補助事業開始から５ヶ月が満了する日から１４日を経過する日、もしくは交付決定に係る県の当該会計年度の３月１０日のいずれか早い日までに行わなければならない。
２　規則第１７条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第２号によるものとし、様式第２号には次に掲げる書類を添付するものとする。
（１）事業実施主体が副業・兼業人材に報酬を支払ったことを証する書類（副業・兼業人材からの領収書など）
（２）事業実施主体が、副業・兼業人材が業務委託契約で定めた業務を県内で行うために要した交通費及び宿泊費を支払ったこと証する書類（ただし、副業・兼業人材が支払った交通費及び宿泊費を事業実施主体が副業・兼業人材に支払った場合には、副業・兼業業務に係る領収書（別紙２）の写し）
（３）前各号の他、知事が必要と認める書類
３　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第４号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を

受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金の返還）
第１０条　規則第２２条に定める場合のほか、知事は、補助事業者が偽りその他不正な行為によって本補助金の支給を受けた場合には、本補助金の交付決定を取消し、支払った本補助金の返還を命ずるものとする。

（提出書類の部数等）
第１１条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本１部とする。

（雑則）
第１２条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
鳥取県「週１副社長」推進加速化事業	以下の全ての要件を満たしている事業者 （１）鳥取県内に事業所を有していること。 （２）補助事業の実施に際して、本補助金以外の他の補助金、助成金等を受けていない又は受ける予定がないこと。 （３）とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して初めて副業・兼業人材を活用していること。 （４）副業・兼業人材と業務委託契約を締結していること。 （５）副業・兼業人材を活用する業務領域が、当該人材の実務経験などからその知見やノウハウを活用することが求められるものであること。	県内企業が副業・兼業人材に支払う報酬及び鳥取県外の事業所で勤務又は事業実施するビジネス人材が副業・兼業人材を活用する県内企業の所在場所等を実際に訪れて業務に従事する場合に、当該県内企業が負担する当該ビジネス人材の移動に要する以下の経費とし、本要綱の施行日以降の移動に要する経費で、業務委託契約の期間内に支払われた経費とする。ただし、当該期間は補助事業が実施される県の会計年度の２月末までに支払われたもので、かつ最長５ヶ月分とする。また、事業実施主体が複数の副業・兼業人材と業務委託契約を締結した場合には、そのうち１名分のみを補助対象とする。 （１）報酬　業務委託契約に基づき支払う報酬。 ただし、１ヶ月当たり５万円以内を対象とする。 （２）交通費　鉄道賃、船賃、航空賃、バス料金、自家用車利用料及び高速道路料金の実費。 （３）宿泊費　宿泊に要する経費のうち基本宿泊費（室料）及びそれに伴うサービス料並びに税金（消費税及び入湯税）とし、日当、食費は含まない。 注１　最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る。 注２　自家用車利用料は、自家用車で移動した走行距離を算出（インターネット等の推奨ルートで距離計算）し、１ｋｍあたり２５円を乗じた額を助成対象経費とする。 注３　１回の往復移動に伴う交通費の実費が１万円未満の場合は対象外とする。 注４　補助対象経費の交通費及び宿泊費については、事業実施主体が負担したことを証する書類若しくは別紙２及び当該負担した経費の内訳を証する書類により算定を行うものとし、当該算定額が県の「職員の旅費等に関する条例」並びに関係する規則及び通知等に基づき計算した旅費の額を	8/10	各年度において１社あたり５０万円を限度とする。

		上回る場合は条例等に基づく額を限度とする。 ※県の職員の旅費等に関する条例等の規定による基準の例 ア　特別車両料金（グリーン車料金等）は、原則対象外。 イ　鳥取県内における宿泊費は、１泊当たり６，０００円を上限とする。		

（注）「２　事業実施主体」欄における「プロフェッショナル人材事業」とは、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が実施する民間求人サイトでの求人募集、その他マッチング支援の取組をいう。